

マイバースデイ定期預金規定

1. (満期日)

この預金は、預入日の1か月後の応当日から1年1か月未満のあらかじめ指定された日を最初の満期日といたします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金については上記2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上1年1か月未満……………約定利率×70%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に応じた預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率は上回らないものとします。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳式の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

以 上